

平成27年度第1回豊川市都市計画審議会議事録

1 日時

平成27年12月21日（月）午前10時00分～午前11時00分

2 会場

豊川市役所 議会協議会室

3 議案

- 第1号議案 東三河都市計画区域区分の変更について（愛知県決定）（諮問）
- 第2号議案 東三河都市計画用途地域の変更について（豊川市決定）（付議）
- 第3号議案 東三河都市計画臨港地区の変更について（愛知県決定）（諮問）
- 第4号議案 東三河都市計画大木工業団地地区計画の変更について（豊川市決定）（付議）

4 出席委員【13名】

- (1) 市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員
大貝彰 岩崎正弥 井上純吉 松下紀人 熊谷直克
田中みや子 伴正男 篠崎邦江 大桑兌行
各委員
- (2) 市都市計画審議会条例第3条第2項第2号委員
柴田輝明 早川喬俊 各委員
- (3) 市都市計画審議会条例第3条第3項委員
加藤健浩 杉浦政晴 各委員

5 欠席委員【3名】

浅野純一郎 足立千恵子 石川豊久 各委員

6 傍聴者数（定員10名）

3名

7 諮問及び付議依頼者

豊川市長 山脇実

8 事務局及び議案説明者

市 長 山脇実
建設部長 荘田慶一
建設部次長 岡田光弘
都市計画課 増田課長、田上課長補佐、
岩本計画係長、篠原主任、大澤技師、保手濱主事
企業立地推進課 松井課長補佐
愛知県港湾課 立松主任主査
愛知県三河港務所 内藤主査

午前 10時00分 開会

1 開会

(事務局：都市計画課長補佐)

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より、「平成27年度第1回都市計画審議会」を開会させていただきます。私は事務局の都市計画課田上でございます。よろしく願いいたします。

まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数のうち半数以上の方がご出席されておりますので、豊川市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本審議会は成立している事を申し上げます。

なお、出欠の状況につきましては、配席図に記載してございます。

次に、次第を1枚おめくりいただき、委員名簿をご覧ください。本日の審議会は本年度初めての開催となり、新たに委員にご就任いただいた方がお見えです。事務局から紹介させていただきます。

市議会議員の第2号委員として、「柴田輝明様」、「早川喬俊様」、また、関係機関の代表である第3項委員として、「加藤健浩様」、「杉浦政晴様」、以上の皆様が、今年度新たに委員にご就任いただいた方々でございます。

なお、皆様の役職等につきましては、委員名簿にてご紹介させていただきます。また、本日の配席表も配布しておりますので、合わせてご覧ください。

次に、傍聴についてご説明いたします。本日は豊川市都市計画審議会運営細則第6条の規定に基づきまして、本審議会の傍聴を可とする事になっております。

つきましては、傍聴の皆様には、お配りしております「傍聴に当たっての注意事項」の内容を遵守し、傍聴していただきますようお願いいたします。また、写真撮影につきましては、各議案の審議が始まるまでとさせていただきますので、ご了承ください。

それでは次第に基づき、審議に先立ちまして市長よりご挨拶を申し上げます。

2 市長挨拶

(市長)

皆さん、おはようございます。市長の山脇でございます。本日はご多忙の中、委員の皆様方のご出席をいただきまして、心からお礼申し上げます。また、平素から本市の都市計画行政にご尽力をいただき、大変ありがとうございます。

さて、本日の議題でございますが、このうち1点は、愛知県、愛知県企業庁と協力して進めております、三河港臨海部の工業用地整備に関するものでございます。対象の御幸浜埋立造成地区は、平成8年より事業が開始され、順次、事業進捗が図られてきております。今回の対象地区は、一連の造成地区では最後のエリアになりますが、この地区には、ふ頭用地がある他、近隣では名豊道路が豊川為当ICまで開通するなど、土地利用に向けた環境が整ってきております。また、市としましても、本年4月より分譲用地の取得費用補助及び奨励金交付などを行う支援制度を創設するなど、より一層の有効な土地利用の推進に向けて、取り組みを進めているところでございます。こちらについて、事業の進捗に合わせて必要な都市計画の変更を行うものでございます。

もう1点は、大木工業団地地区計画の変更であります。こちらは平成23年度に愛知県企業庁が着手した工業団地の造成事業で、本年2月に事業が完了し、全6区画が完売しております。現在、工場の建設が行われており、一部の企業は今年度中から操業を開始いたします。本年4月に当該区域内の字の区域の設定変更があり、これにあわせて地区計画を変更するものです。

本日は各議案につきまして、皆様の慎重審議、活発なご議論をいただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

(事務局：都市計画課長補佐)

市長は、この後、他の公務がありますので、これで退席させていただきます。

～市長退席～

3 会長選出

(事務局：都市計画課長補佐)

それでは、次第3にうつる前に、お手元の配布資料について確認させていただきます。

お手元には、A4版の次第、委員名簿、配席表、ホッチキス左止めの審議会資料の冊子、A4版で右上に「別冊資料」と記載してあります資料、A4両面

で右上に「補足資料」とあるもの、最後にA4冊子の都市計画審議会関係法令、以上をご用意しております。過不足等はありませんでしょうか。

次に、本日の事務局出席者を申し上げます。建設部長、建設部次長、都市計画課、産業部企業立地推進課、愛知県港湾課が出席しております。

それでは、次第3にうつります。本日は、本年度第1回目の審議会でございますので、豊川市都市計画審議会運営細則第3条第1項の規定に基づき、新しい会長が決まるまでの間、前年度会長の大貝委員に仮の議長をお願いいたします。

(仮議長：前会長)

大貝でございます。それでは、議長が決まるまでの間、仮の議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願いします。

それでは、次第3「会長選出」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：都市計画課長補佐)

それでは会長選出の方法について、ご説明いたします。会長職は本審議会条例第6条第1項の規定により、学識経験委員の12名の皆様から選出していただく事になります。選出の方法としましては、選挙によるものと規定されておりますが、運営細則第2条第4項において、「常任委員に異論がないときは、指名推薦を選挙とみなす方法」も規定されている事を加えさせていただきます。説明は以上でございます。

(仮議長：前会長)

ありがとうございました。それでは、会長選出の方法について決めたいと思います。ご意見がなければ、先ほど説明のありました運営細則第2条第4項の規定によって、指名推薦の方法でよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(仮議長：前会長)

ありがとうございます。「異議なし」との声がありましたので、指名推薦の方法で会長を決めたいと思います。早速ですけども、ご推薦をお願いいたします。

(A委員)

はい、議長。

(仮議長：前会長)

はい、A委員どうぞ。

(A委員)

本年度も、前年度会長である大貝委員を推薦したいと思います。よろしくお願ひします。

(仮議長：大貝前会長)

ただいまA委員より、「会長に私を」との発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

(仮議長：前会長)

「異議なし」の声をいただきましたので、前年度に引き続き、私が会長を務めさせていただきます。

会長挨拶

(会長)

改めて、今年度の会長となりました大貝でございます。今年度の本審議会が円滑に運営されますよう務めてまいりますので、皆様方のご協力を賜りますようお願いいたします。

4 会長職務代理者の指名

(会長)

それではお手元の次第に従いまして、次第4「会長職務代理者の指名」を行います。本審議会条例第6条第3項の規定によりまして、「職務代理者は学識経験委員のうちから会長が指名する」となっておりますので、岩崎委員を指名させていただきます。よろしくお願ひします。

5 議事録署名人の指名

(会長)

続きまして、議事録署名人の指名を行います。本審議会運営細則第9条第2項の規定では、「議長が出席した常任委員のうちから2人を指名する」事となっております。そこで、議事録署名人には、柴田委員と早川委員を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

**6 第1号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」(諮問)、
第2号議案「東三河都市計画用途地域の変更について」(付議)、
第3号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」(諮問)**

(会長)

それでは、審議会資料に基づきまして、議事に入ります。本日の審議は、第1号議案から第4号議案となりますが、このうち第1号から第3号議案については、同一箇所における関連の案件となっているため、第1号から第3号議案まで連続して説明したい旨、事務局より申し出を受けております。議事を円滑に進めるため、そのような進め方といたします。

なお、説明及び質疑応答は一括して進行しますが、異議の確認・採決はそれぞれ個別に行います。

第1号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第3号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」は、愛知県が決定する都市計画となります。愛知県から今回の変更案に係る豊川市への意見照会を受け、事前に市長から本審議会に「諮問」されていますので、本議案の審議を行うものです。

第2号議案「東三河都市計画用途地域の変更について」は豊川市が決定する都市計画であるため、市長から本審議会に「付議」されているものです。

それでは事務局から議案の説明をお願いします。

第1号議案、第2号議案及び第3号議案説明

(事務局：都市計画課長)

都市計画課長の増田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは第1号議案から第3号議案の都市計画の変更について、説明させていただきます。

議案資料につきましては、1ページからになりますが、説明につきましては、お手元に配布させていただいております、別冊資料により説明をさせていただきます。こちらにつきましては、去る7月に行いました説明会において使用した資料を元にしたものになります。法定図書以外の解説も含めた資料となっておりますので、こちらにより説明させていただきます。

なお、議案資料には、法定の計画書等を掲載しておりますので、適宜ご確認いただければと思います。

それでは、別冊資料の1ページをご覧ください。

今回、都市計画の変更を計画している位置につきましては、御津町御幸浜地内、図面の赤枠で囲んだ箇所、面積約24.7ヘクタールとなります。

次に2ページをご覧ください。変更する都市計画の案になりますが、(1)区域区分、(2)用途地域、(3)臨港地区の3つになります。

変更の理由でございますが、当該地区は平成8年に愛知県が公有水面埋立免許を取得し、埋立事業を実施している事業地区の一部となります。平成27年2月9日に、埋め立て工事の完了を意味する埋立竣功認可を受けた地区であり、当該地の将来像・目標が示されている第5次豊川市総合計画、豊川市都市計画マスタープラン、三河港港湾計画等に則した計画的な開発・立地を誘導し、必要な建築等に関する規制をかけ、もって三河港及び当該地における適正な土地利用を図るために変更するものでございます。

続きまして1枚めくっていただき、3ページをご覧ください。ここからは、さきほど挙げました3つの都市計画の案を1つずつ説明させていただきます。

まず1番目に、区域区分の変更ですが、区域区分とは、「市街化区域」と「市街化調整区域」の2種類があり、都市計画の根幹をなす制度になります。このうち、「市街化区域」は建築物の建築が可能な区域であり、「市街化調整区域」は、原則、建築物の建築ができない区域になります。

対象の地区は、豊川市都市計画マスタープラン、三河港港湾計画等で、「物流拠点」「工業地開発の促進を図る」等の地域とされ、優先的かつ計画的に市街化を図る区域とされておりますので、区域区分を「市街化区域」に変更するものでございます。

次に4ページ、用途地域の変更でございます。

用途地域は、第一種低層住居専用地域から工業専用地域まで12種類あり、市街化区域を分類し、それぞれ、建築できる建築物を規制する事で、適正な土地利用の誘導を図るための基本的な制度となります。例えば、住居系の用途地域とする事によって、閑静な住宅街に突然大きな工場が建てられ、良好な住環境が阻害されるような事を規制する、そのような役割を果たしているものになります。

次の5ページをご覧ください。

当該地におきましては、さきほどの区域区分で説明させていただいた事と同様の理由により、「工業専用地域」に指定したいと考えております。

なお、工業専用地域とは、「工業の利便を増進するため定める地域」でありまして、具体的には、住宅・遊戯施設・物品販売飲食店舗等の建築は不可で、工場や事務所等の建築が可能な地域となっております。

なお、用途地域を指定する際に併せて定める必要がある建ぺい率、容積率につきましては、工業専用地域としては一般的な基準である、建ぺい率60%、容積率200%を指定するものです。

次に6ページをご覧ください。3つ目の臨港地区の変更でございます。

臨港地区とは、一つの港湾区域において、物流の場、生産の場、憩いの場といった多様な機能に対して、港湾管理者が、水域と一体的に管理運営する必要がある陸の地域を指定するもので、主に埋立地が対象になります。今回の場合、

港湾区域は三河港、管理者は愛知県となります。

当該箇所におきましては、三河港港湾計画等において、水域と一体的に管理運営する必要がある箇所とされていますので、臨港地区の指定を行うものでございます。

次ページ、7ページをご覧ください。

臨港地区の指定に伴う、具体的な制限等について説明いたします。

④番をご覧ください。臨港地区が指定された区域には、通常、港湾管理者による分区の指定というものが行われます。これは都市計画の決定ではございませんが、関連する内容となりますので、参考として説明をさせていただきます。

分区は、臨港地区を8種類の区分に分類し、設置可能な構築物を制限する事で、臨港地区を一体的に捉え、工業の地域、漁港の地域、商業の地域とするなど、機能的に区分して、目的が異なる構築物が無秩序に混在する事を防止する役割があります。

8種類の区分には、「商港区」「特殊物資港区」「工業港区」「漁港区」「バンカー港区」「保安港区」「マリーナ港区」「修景厚生港区」があります。

当該地には、三河港港湾計画において、「物流などの輸送活動の増進を図り、これらの活動を支援するための用地」と位置づけられておりますので、主に物流関係の構築物を誘導する、「商港区」を指定するものでございます。

具体的な分区の建築制限について説明いたします。

8ページをご覧ください。こちらの表のうち、赤枠で囲んだ欄に○が記載された構築物が、今回の対象区域に設置できる構築物となります。

先ほど説明しました用途地域の指定による建築物の用途規制は、分区が指定された場合、港湾法により適用しないものとされ、分区による構築物制限が適用される事となります。

以上が、今回、第1号議案から、第3号議案によりご審議いただく都市計画の変更に関する具体的な説明となります。

続きまして、これらの都市計画の手続きの進め方についてご説明いたします。ここからは、議案資料にお戻りください。

議案資料8ページをご覧ください。

3つの議案、それぞれ愛知県決定と豊川市決定で、法定手続きで異なる部分もございますが、ほぼ同じ経緯を踏まえていますので、代表として区域区分の変更の経緯を説明させていただきます。なお、用途地域の変更の経緯は15ページ、臨港地区の変更の経緯は22ページに記載しております。

それでは、区域区分の変更の経緯でございますが、説明会を7月24日に行い、参加者は3名でした。その後、案の申出、県と国の事前協議を経て、11月6日から20日まで、計画案の縦覧を行いました。なお、3案ともに、縦覧

者及び意見書の提出はございませんでした。

そして、今後の手続きとしましては、愛知県決定案件である第1号議案及び第3号議案については、本日の都市計画審議会でのご意見をいただいた上で、愛知県の意見照会に対する回答を行います。その後、愛知県都市計画審議会にて審議がなされ、国との協議を経て3月末の告示を予定しています。

また、豊川市決定である第2号議案については本日の都市計画審議会において、議決をいただきましたのちに、知事に対し協議を行い、第1号議案、第3号議案と同日の告示を予定しております。

最後になりますが、当該地における防災・減災に対する取り組みの状況について、ご説明いたします。市街化区域を指定し、今後、建築物の建築、企業の立地による有効な土地利用を推進する地域である事に加え、平成23年3月の東日本大震災での津波被害以降、特に海沿いの地域では津波に対する関心が高まっております。今回の対象地域を含む臨海部の工業用地では、防災・減災に対する取り組みを推進しているところとなっておりますので、この状況についてご説明いたします。

右肩に青字で補足資料と書かれた資料をご覧ください。

まず、防災・減災の考え方についてです。

国や県では、東日本大震災における津波被害、これまでの台風による高潮被害を受け、各災害における対策の考え方として、方向性を示しています。これらに共通する事項としましては、災害レベルを2分類し、比較的発生頻度が高く、大きな被害が想定されるものについてハードで対策し、それを超える、想定される最大クラスの災害については、ソフト対策を基本とするというものです。

これによりまして、当該地区につきましても、ハード・ソフト両面から地区の対策を講じています。裏面をご覧ください。

上段に記載しておりますのが、ハード対策のイメージ図となります。まず、埋め立て地盤高については、50年確率の高潮による潮位を想定し、それを超える事を設計標準としております。また、当該地区におきましては、これに加え、1mの築堤等による防護を行っており、これにより比較的発生頻度の高い津波（こちらを数十年から数百年に一度起きると想定されるL1（エルイチ）津波と呼びますが、これに）に対応しております。しかしながら、理論上、想定しうる最大クラスの津波、高潮はこれを超える恐れがある事が現状です。

下段、ソフト対策をご覧ください。

これを受けて、今回の対象地区を含む、臨海部の埋め立て工業地区では、平成23年度より、御津臨海企業懇話会を立地する企業で構成し、災害発生時の避難時の混乱を未然に防ぎ、相互に連携し、協力して被害の軽減を図る事を目的に継続的に活動しています。

この活動の中では、下の写真にある通り、合同での防災訓練を始め、企業間の相互避難、避難地の配分、企業用地を通過する事を設定するなどの避難路設定、避難方法の検討などをこれまでに行っています。現在はこの活動を通じ、多くの企業がBCP（事業継続計画）を策定するに至っており、今年度より、地区全体のBCP策定に向けて活動を続けているところです。

今回の対象地区に立地する企業についても、懇話会への参加を求め、引き続き、被害の軽減を図るものとしています。

以上が、津波・高潮に対する取り組みの状況となります。

長くなりましたが、以上で第1号議案から第3号議案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

第1号議案、第2号議案及び第3号議案 質疑・採決

（会長）

ありがとうございました。それでは、第1号議案から第3号議案について、ご意見、ご質問を受けたいと思います。如何でしょうか。

（会長）

質問ですが、議案書の6ページに人口フレームというのがあります。東三河全体の人口フレームのようですが、7ページに参考として広域都市圏の人口フレームがあって、そこの数字は小数点下1桁まで表記してあるんですけど、6ページのほうは丸めた数字という風に理解するのか、ちょっとその辺の確認をしたいんですが。また、基本的に今回の変更で人口フレームは変わっていないという事を確認させていただきたい。

（事務局：都市計画課長）

人口フレームにつきまして、ご指摘の6ページの表に記載した数値は丸めた数字です。また、人口フレームでございますが、今回、変更を実施する地区は、人が住まない場所となりますので変更はございません。

（会長）

如何でしょうか、他にご質問があれば。別冊の資料のほうで基本的に区域区分、つまり市街化区域に編入する事、用途地域としては工業専用地域に指定をするという事、さらにそこに臨港地区の指定を行うという事、この3つについてそれぞれ基本的な考え方を説明いただきながら理由についても説明をいただいたところです。それから防災の関係、防災・減災に対する取り組みという事で考え方を含めてご説明いただきました。このあたりでご質問があれば、お願

いします。

(B委員)

補足資料のほうで、質問があるんですが、直接関係はないかもしれませんが、考え方を教えてください。私は御津町に住んでいるので、前々から御幸浜についてはすごく危ないところだと考えていました。まずは補足説明資料の裏面に、50年確率の潮位というのが室戸台風を参考にしたみたいですが、室戸台風よりちょっと前でしょうか、伊勢湾台風の際は御津地域に3m50cmの水が来ているんですね。その辺が載ってないのでおかしいなと思っているんですけど。というのがひとつ。もうひとつが、今年の春、豊川市のほうから各戸配布でありました、防災マップですね。これを見ると、御幸浜については液状化の危険度が非常に高いと記載されていました。この広い範囲で液状化が起きたら大変な事になると思うんですが、これについてはどうなっているのか。資料には載っていないので教えていただけたらと思います。

(会長)

事務局から説明をお願いします。

(企業立地推進課課長補佐)

企業立地推進課ですけれども、液状化については大学の先生方にもご相談して、お尋ねしているところもあるんですが、正直どの程度の被害があるか、海水が噴き出すとかといったところは、非常に難しいという事を言っておられました。私共ができる事は、今の既存の企業の方々にいち早く避難していただくという事が最も大事な事でございます。もちろん建物については、支持層まで届いているパイルが打たれているものですから、建物は残るとい事になりますが、そういったものを生かして、いち早く避難をするという事を含めた避難訓練を合同防災訓練という事で活動を行ってございます。

(会長)

最初のほうのハード対策のほうの確認を。

(事務局：都市計画課長)

室戸台風が最大級という事で、補足説明資料のイメージ図において、室戸台風クラスというのはいちばん右の対策レベルを超えてしまう想定の高さである高潮と考えております。伊勢湾台風というのはその一步手前で考えていまして、地盤高がT. P. +2.58の高さに1m積み増して+3.58にしております。理論上とはなりますが、伊勢湾台風クラスであれば、この中でこらえられ

ると考えております。

(会長)

はい。という考え方であるという事ですね。

(事務局：都市計画課長)

伊勢湾台風の時の潮位が3.3という風に記録されていると聞いていますので、それでいうと、地盤高3.58の部分は耐えられる、という風に考えております。

(会長)

室戸台風という場合は、ここを襲ったわけではないから、三河湾にその記録があるわけではないと。少なくとも防護レベルというレベルでいえば、L1の話だと思うんですが、そこについてはハードとソフトと組み合わせた対策を基本とするという事で、この1mの防護対策で対応する、それに加え万が一に備えてソフトでも対応しているという。

(事務局：都市計画課長)

はい。室戸台風についてはいちばん右にあります、想定では潮位でT.P.+6.0までいくと。これを室戸台風クラスと考えております。

(会長)

如何でしょうか。

(B委員)

はい。わかりました。高潮っていうと伊勢湾台風しか頭に浮かばないので、お聞きしました。

(会長)

はい。ですから今の考え方っていうのはこの地域だけの考え方っていうよりも日本全国の港湾部のいわゆる防災対策という考え方になっているという事でよろしいですかね。

(事務局：都市計画課長)

はい。

(会長)

その他、何かご質問はありますか。

(C委員)

事別冊資料の赤枠で囲った商港区というのは、審議会資料14ページのどこに入る、何地域に入るんですか。

そこを前提として、お伺いしたいんですけども、津波、高潮に対する対策としては建物を高くするという事が言われているんですけども、全員がすぐには区域外には逃げられないからとりあえず高いところへ逃げましょうというのが対策では第一ですよ。建物の高さをこれだけ以上にしましょうという目安というのか、このぐらいの高さの建物にしましょうというのがあるのかという事と、それが建物の容積率に影響があるのか。これが見合っているのかお伺いしたい。

(事務局：都市計画課長)

まず、14ページの資料は用途地域の決定の資料なので分区、臨港地区の件は入っておりません。

それと、容積率と建物の高さについてですけども、こちら工業専用地域を指定しますが、建ぺい・容積は60%、200%と通常の工業専用地域と同じ規制としておまして、建物の高さの制限について、高潮に備えた高さを用意をしないという制限はしていません。

(C委員)

ここまでにしろという事はないと。

(事務局：都市計画課長)

都市計画上で、これ以上の高さに上げろという制約は規制をかけておりません。

(C委員)

この地域ではないかもしれないんですが、どこかの工場で避難訓練をするときに高さの低い建物の工場の従業員がとりあえず、高い建物のあるところへ避難しましょうという協定を結んだという事を伺った事があるんですけども、そういった協定を結びましょうというような指導はされているんでしょうか。

(企業立地推進課課長補佐)

今、委員がおっしゃられましたように、この地域には御津臨海企業懇話会と

いうものがございまして、共助ですね。自助・公助・共助の中の共助、という事でお互いに助け合いましょうという事で高い建物のところに避難していただく、お約束を相互に取り交わさせていただいております、平成24年度にどんな建物がありますかとか、高さはどれぐらいですかという情報を集め、一覧表を作りまして、全社がそれを共有してございます。

そしてなおかつ合同防災訓練におきましても、津波高潮が来た事を想定しまして、いち早く約束をしていただいた企業さんに逃げていただく、最終的には内陸に避難する事になりますけれども、まず一時避難として逃げていただくと、そういった相互協力しております。今後、新たな企業に立地していただければ、その企業にも協力をいただいて、防災、減災に努めてまいりたいと考えております。

(会長)

その他、ご質問ご意見ありましたらお願いします。特によろしいでしょうか。

(D委員)

地盤よりも1mかさ上げをするという事になっているが、これは新しく区域にする土地だけですか、それ以前からの部分を全て含んでいるのでしょうか。

(事務局：都市計画課長)

今回の変更区域を含めた区域一体となります。ただし、かさ上げをして土地を上げるという事ではなく、1m高い築堤等で地区を囲む計画としています。

(D委員)

御幸浜全体という事でしょうか。

(事務局：都市計画課長)

全体となります。

(委員)

マリーナ部分はどうしようもない訳でしょうね。

(事務局：都市計画課長)

そうですね。マリーナは船がつかますので、そこは囲む事はできていません。物理的に不可能な部分があります。

(会長)

ありがとうございます。地元の方から見ればやはり、そういった対策が一番気になるところで、その辺りは、行政としてはしっかりと対応していくべきところであるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

その他、ご質問ご意見がなければ、採決にうつりたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、ご意見もないようですので、採決に移りたいと思います。冒頭で申し上げましたとおり、採決は各議案ごと個別に行います。それでは、第1号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」、県の案に「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

それでは、第1号議案については「異議なし」とします。

続いて、第2号議案「東三河都市計画用途地域の変更について」、案のとおり「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

それでは、第2号議案については「異議なし」とします。

続いて、第3号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」、県の案に「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

それでは、第3号議案についても「異議なし」とします。

7 第4号議案「東三河都市計画大木工業団地地区計画の変更について」

(会長)

それでは、次の議題に進行します。

第4号議案「東三河都市計画大木工業団地地区計画の変更について」、事務局から議案説明をお願いします。

第4号議案説明

(事務局：都市計画課長)

それでは、第4号議案「東三河都市計画 大木工業団地地区計画の変更について」、説明をさせていただきます。議案資料につきましては、23ページからになります。

変更する都市計画の概要を順に申し上げます。都市計画の種類及び名称は「東三河都市計画地区計画 大木工業団地地区計画」、位置及び区域は「豊川市大木町柏木及び山ノ奥の一部」となります。区域の面積は約13.2ha、決定権者は豊川市でございます。

変更内容の概略につきましては、地区計画の位置の住所表記を変更するものでございます。

当該地の位置をご説明しますので、資料をめくっていただいて26ページをご覧ください。

当該地は、図面下に記載してあります東名高速道路の北、主要地方道豊川新城線沿いに位置する市街化調整区域となり、愛知県の市街化調整区域内地区計画ガイドラインに適合する地区となっております。

23ページにお戻りください。続きまして、(6)変更理由についてご説明いたします。当該地区は、平成23年度に愛知県企業庁が造成事業に着手した工業用地でありまして、平成24年6月29日に当初の地区計画決定をしております。その後、本年2月に事業完了、全6区画の企業進出が決定し完売しております。現在、工場建設工事が行われており、一部の企業は本年度から操業開始する予定となっております。

当該区域は、平成27年4月1日に大木町山ノ奥から柏木へ、字の区域の設定変更がありましたので、地区計画もこれにあわせて位置の住所表記の変更をするものでございます。

1ページめくっていただき、24ページの計画書をご覧ください。

変更部分ですが、表の上から2行目の位置が、「豊川市大木町山ノ奥の一部」から「豊川市大木町柏木及び山ノ奥の一部」に変更となり、また、25ページの一番下の変更の理由も追記しております。

27ページをご覧ください。こちらは計画図になります。地名が山ノ奥から柏木に変更となった部分は、赤い破線で囲まれた部分から、左側の道路1号と表記してあります道路（市道古宿樽井線）を除いた部分であります。この道路は、山ノ奥のまま地名の変更がなく、本地区計画の区域はこの道路も含んでおりますので、大木町柏木及び山ノ奥の一部という位置及び区域となっております。

28ページをご覧ください。最後になりますが、これまでの手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。

今回の都市計画の変更手続きは、軽易な変更（名称の変更）として一部手続きを省略しております。具体的には、案の公告及び都市計画法17条に基づく

縦覧、都市計画審議会への意見書の要旨の提出、事前協議及び知事協議を省略しております。

10月に、地権者及び該当町内会長へ当該変更に係る説明会を実施しましたが、特に意見はなくご理解をいただきました。

その後、11月6日から20日までの2週間において、都市計画法第16条の規定に基づき地権者及び利害関係者を対象とした縦覧を実施しましたが、縦覧期間中における縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。

本日の審議会結果を踏まえ、1月上旬の告示を行う予定であります。

以上で第4号議案の説明を終わります。よろしく願いいたします。

第4号議案 質疑・採決

(会長)

ありがとうございました。それでは、説明のありました、第4号議案について、ご意見、ご質問はありませんか。

内容については、地区計画の位置の変更という事で、中身そのものが変わったという事ではないという事です。カッコ書き、赤字で書いてある事が変更前ですね。黒字で書いてある部分が変更案という事です。よろしいでしょうか。住所の表記が変わった事だけになります。

特にご意見もないようですので、採決にうつりたいと思います。第4号議案「東三河都市計画大木工業団地地区計画の変更について」、この案に「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

ありがとうございます。

それでは、第4号議案については「異議なし」とさせていただきます。

これで本日の議案審議を終了しました。その他事務局から連絡があればよろしく願いします。

8 連絡事項

(事務局：都市計画課長補佐)

事務局から特に連絡はありません。

9 閉会

(会長)

それでは、これもちまして本日の都市計画審議会を閉会といたします。委員の皆様のご協力を感謝申し上げます。ありがとうございました。

午前11時00分閉会